

30 西 審 使 第 13 号
平成 30 年 11 月 26 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市使用料等審議会
会 長 米 田 正 巳

事務手数料の適正化について（答申）

平成30年11月 1 日付30西企企第160号にて諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申事項

事務手数料の適正化について

2 答申内容

別紙「西東京市手数料条例（平成 13 年 1 月 21 日条例第 73 号）別表第 1 に定める事務手数料（西東京市使用料等審議会条例第 2 条第 2 項に定めるものを除く）」に係る事務手数料の定期見直しにあたり、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成 27 年度改定版）」に基づく適正料金について、原価計算と条例で定める料金に乖離がある一部の手数料について課題はあるものの、他市の料金設定と比較考量した結果、著しい乖離は見られないことから、現行の事務手数料を据え置くことが妥当である。